

平成24年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

平成24年5月24日瑞穂町教育委員会第5回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 戸田 祐佳 君 ・ 2番 滝澤 福一 君 ・ 3番 清水 浩昭 君 ・ 4番 岩本 隆 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 岩本 隆 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 黒羽 次夫 君
社会教育課長 桶田 潔 君 ・ 社会教育課主幹 吉岡 和彦 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第19号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価有識者の委嘱に
ついて

- 日程第4 議案第20号 瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第5 議案第21号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（町立瑞穂第五小学校校庭芝生化工事請負契約）
- 日程第6 議案第22号 平成24年度一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時00分

森田委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1，会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、3番清水委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2，委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いします。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3，議案第19号，瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価有識者の委嘱について，を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第19号、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価有識者の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、次の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。氏名、石川則之、住所、生年月日につきましては記載のとおりです。氏名、田中洋一、住所、生年月日につきましては記載のとおりです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 1点お伺いします。石川氏の略歴を教えてください。

教育課長 石川氏は、昨年度から委嘱しておりまして、青梅信用金庫瑞穂支店の支店長です。

森田委員長 ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。お諮りします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。つづいて日程第4、議案第20号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第20号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町図書館協議会委員に欠員が生じたため、瑞穂町図書館協議会条例第2条により、次の者を委員に委嘱したいので、本案を提出するものであります。氏名、田邊靖夫、住所、生年月日につきましては記載のとおりです。なお、任期は平成24年6月1日から平成25年6月30日までです。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

戸田委員 1点お伺いします。田邊氏の略歴を教えてください。

図書館長 田邊氏は、瑞中の校長で、上原校長の退職に伴い、学校教育関係者から選出するため、田邊氏を委嘱するもの

です。

森田委員長　ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので討論を省略いたします。お諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員　異議なし。

森田委員長　異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。つづいて日程第5、議案第21号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（町立瑞穂第五小学校校庭芝生化工事請負契約）、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長　議案第21号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（町立瑞穂第五小学校校庭芝生化工事請負契約）の提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長　説明します。恐れ入りますが、1枚おめくりください。町立瑞穂第五小学校校庭芝生化工事請負契約についての議案を平成24年6月議会に提出します。

契約内容ですが、「1 契約の目的 町立瑞穂第五小学校校庭芝生化工事」、「2 契約の方法 指名競争入札による契約」、「3 契約金額 金1億1,749万5,000円」、「4 契約の相手方 東京都西多摩郡瑞穂町長岡二丁目6番地4 株式会社ガイアートT・K 多摩営業事務所 所長 成川和男」です。

裏面をご覧ください。資料として、入札経過等を記載しています。

この工事につきましては、児童の体力の向上やケガの減少、緑化によるヒートアイランド現象の抑制、児童・保護者・地域の方々による芝生の維持管理を通して地域コミュニティーの活性化を図ることを目的に、三小の校

庭芝生化工事を行うものです。

恐れ入りますが、添付資料1をご覧ください。工事概要ですが、校庭芝生植栽基盤工事として、昨年校庭芝生化した三小と同様に改良ノシバを張りつめます。東京都で最大の校庭芝生面積となります。次に、雨水集水施設工事ですが、100トンの貯水槽を新設します。次に、井戸掘削工事では、深さ60mの井戸を掘り、ポンプを設置します。次に、散水設備工事ですが、スプリンクラーを13台配置します。次に、倉庫新設工事ですが、芝生の維持管理のための備品や消耗品置場として、校庭の着色した部分の右上に、39.55㎡のコンクリート基礎の鉄骨造りの倉庫を新築します。次に、舗装工事ですが、校庭の右側部分に、緑色ダスト舗装を行います。次に、施設整備工事ですが、刈芝置き場、ラインポイントの新設や砂場の移設を行います。また、校庭右下にあります防災倉庫を図面の上部にあるプール南側に移設します。次に、芝生維持管理・初期養生ですが、芝張り後の芝刈り、施肥、散水を行います。

次に添付資料2をご覧ください。芝生化する箇所の基盤舗装では、既存土に砂と土壌改良剤を加え攪拌し、改良ノシバを敷きつめます。校庭東側部分の緑色ダスト舗装の路盤の構成は図面記載のとおりです。倉庫については、約7.7m×5.1mの大きさで、正面はシャッター開きにします。

次に添付資料3をご覧ください。散水設備の関係ですが、校舎屋上に降った雨を、集水管を通して貯水槽にためます。また、たまった雨水が不足した場合に地下水が使用できるよう井戸を新設します。そして、13台のスプリンクラーで校庭全面に散水できるようにします。最後に芝生化した箇所にはポイントを設置します。直線100m、トラック、少年サッカーコート及びソフトボールのイメージ図になります。

工期につきましては、契約確定の日の翌日から平成24年10月15日までです。

以上、説明とします。

森田委員長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

滝澤委員 1点お伺いします。舗装工事をするのはどの部分でしょうか。

教育課長 緑色ダスト舗装は、図面上ですと緑色に着色されている芝生の右側で、新設する倉庫の下の部分になります。

戸田委員 東京都で1番になるということがわかりました。工事期間中、児童は全く校庭が使えないのでしょうか。

教育課長 工事は夏休みをメインとしますが、通学路は確保します。また、体育の授業は、夏のためプールがメインとなり、雨天の場合等は体育館を利用します。なお、休み時間につきましては、体育館を開放する予定です。

森田委員長 2点お伺いします。1点目、ダスト舗装以外は全て芝生ということですが、PTAや利用団体の意見は確認したのでしょうか。2点目、改良ノシバということですが、三小と同じ品種ということによいのでしょうか。

教育課長 1点目につきましては、学校の校長・副校長、PTA、利用団体、地元町内会のそれぞれの代表の方による検討会にて協議し決定しました。ソフトボールの団体も快く全面芝生化に了承していただきました。2点目につきましては、三小と同じ品種を予定しています。

森田委員長 ほかには質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第21号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第21号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。つづいて、日程第6、議案第22号、平成24年度一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第22号、平成24年度一般会計補正予算（第1号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成24年度一般会計補正予算（第1号）の原案のうち、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

社会教育課主幹 説明します。本日提案させていただく補正予算につきましては、社会教育課関連の歳入・歳出それぞれ1件ずつとなります。内容につきましては、東京都から国体開催に関する新たな補助事業が4月1日に確定されたことに伴い、この補助金を活用し3月に完成したシクラメンスポーツ公園の案内看板等を設置するものです。看板の種類は4種類で岩蔵街道沿いに設置する案内看板が1枚。公園内に設置する看板としてシクラメンスポーツ公園の名称の由来の看板1枚。この2つの看板は国体の記念碑をあしらったものとして建てることで、補助の対象となります。また、その他公園内に設置する看板2枚は、歴史的な街道としての説明看板1枚及びその標識1枚です。7月29日に予定しているシクラメンスポーツ公園オープニングイベントでの設置を目指すため、6月の補正予算として計上させていただきました。

以上、説明とします。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第22号に対する討論を行います。

各委員 討論なし。

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

森田委員長 ご異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成24年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でし

た。

閉会 午前9時19分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員